

長野広域連合「特別養護老人ホーム豊岡荘(戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを含む。)」における移管先法人の募集要項

長野広域連合

1 募集の趣旨

現在、長野広域連合では、長野地域9市町村(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町であり、以下「関係市町村」という。)による養護老人ホーム(2施設)と特別養護老人ホーム(5施設のうち、1施設は移管先が決定している。)の運営に加え、デイサービスセンター(2事業のうち、1事業は移管先が決定している。)、在宅介護支援センター(1事業)(以下総称して「高齢者福祉施設等」という。)を運営していますが、高齢者福祉施設等の収支は、経費が収入を上回る支出超過の状況にあり、不足する財源は、財政調整基金を取崩して繰入れているほか関係市町村の負担金によって補っています。

過去、老人ホーム等の高齢者福祉サービスの提供は、行政が中心に担ってきましたが、簡素で効率的な行政への転換に関心が高まっている中、高齢者福祉施設等の運営主体は、行政から社会福祉法人をはじめとする民間事業者へと移行が全国的に加速しています。

このような状況の中、長野広域連合が運営していました特別養護老人ホーム七二会荘(平成22年度 民間移管)、特別養護老人ホーム杏寿荘(平成26年度 民間移管)及び特別養護老人ホーム須坂荘(令和3年度 民間移管)の3施設を社会福祉法人に運営移管しました。さらに現在は、令和3年度に移管先が決定しました特別養護老人ホーム久米路荘について、令和5年4月の運営移管に向けて、円滑な引継ぎができるよう準備を進めているところであります。

そこで、令和4年度は、「特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センター(以下「豊岡荘等」という。)」を対象に、社会福祉法人の持つ機能を活かし、現在のサービスの維持とより質の高いサービスの提供、また、地域の福祉ニーズに対する柔軟かつ積極的な取組みや新たな福祉サービスへの取組みなどが期待できる移管先法人を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 特別養護老人ホーム豊岡荘

<施設全体の概要：設置年月日・入所定員等>

| 施設名 (所在地) | 設置年月日 (建築年月日) | 入所定員 | 敷地面積 (所有者) | 建物 (延床面積) |
|-----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---|--|
| 特別養護老人ホーム豊岡荘 (長野市戸隠豊岡 1384 番地) | 平成 8 年 4 月 1 日 (平成 8 年 4 月 1 日) | 50 人 併設短期入所 10 人 計 60 人 | 借地 9,116.2 m ² (*長野広域連合) | 鉄筋コンクリート造 平屋建(2,071.96 m ²) |

- ※ 長野広域連合が特別養護老人ホーム豊岡荘の業務を廃止した時、長野市に所有権が移転する。
(平成 5 年 12 月 24 日、当時の長野広域行政組合と戸隠村で協定書を取り交わす。)

<居室等の概要：居室・食堂等>

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| ① 居室 | 4 人部屋：12 室 1 室当たり 33.0 m ² 2 人部屋：5 室 25.0 m ² ×4 室、21.0 m ² ×1 室 1 人部屋：2 室 1 室当たり 16.5 m ² |
| ② 静養室 | 1 室 20.0 m ² |
| ③ 食堂 | 2 室 110.0 m ² ×1 室、63.95 m ² ×1 室 |
| ④ 浴室 | 1 室 56.02 m ² |
| ⑤ 談話室 | 1 室 27.5 m ² |
| ⑥ 交流サロン | 1 室 18.29 m ² |
| ⑦ 面接室 | 1 室 9.5 m ² |
| ⑧ 他の設備 | 火災通報専用設備、スプリンクラー、非常用発電設備 |
| ⑨ その他 | 調理業務外部委託(株式会社デリックちくま) |

(2) 通所介護事業所 戸隠中央デイサービスセンター (戸隠在宅介護支援センター併設)

<施設全体の概要：設置年月日・利用定員等>

| 事業所名 (所在地) | 設置年月日 (建築年月日) | 利用定員 | 建物 (延床面積) |
|--|------------------|------|--|
| 通所介護事業所 戸隠中央デイサービスセンター (長野市戸隠豊岡 1384 番地) | 平成 8 年 4 月 1 日 | 25 人 | 鉄筋コンクリート造 平屋建(539.23 m ²) |

<設備の概要：食堂・浴室等>

| 項目 | 内容 |
|----------|---------------------------|
| ① 訓練室兼食堂 | 1 室 199.67 m ² |
| ② 休憩室 | 1 室 46.37 m ² |
| ③ 浴室 | 1 室 27.3 m ² |
| ④ 相談室 | 1 室 31.98 m ² |
| ⑤ その他 | 調理業務外部委託(株式会社デリックちくま) |

3 応募資格

次のいずれかに該当する社会福祉法人 (以下「法人」という。) 等とする。

- (1) 特別養護老人ホームを運営しているもの、あるいは、運営しようとするもの
- (2) 当該移管施設を運営するために法人を新たに設立するもの
ただし、法人等又は、法人の理事長もしくは代表権者 (予定者) が次に該当する場

合は、応募申請者となることができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び同条第6号に掲げる暴力団員

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 国税及び地方税を滞納している者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）により指定してはならないとされている者

オ 成年被後見人若しくは被保佐人

カ 法人管轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告、又は解散命令を受けている者

キ その他明らかに移管先法人として不適当と認められる者

4 移管日

令和6年4月1日

5 移管先法人決定までの日程等

| 項目・内容 | 期間・期日等 | 時間 | 備考 (場所・提出先・問い合わせ先等) |
|-------------------------|---------------------------|----------------------------|--|
| (1) 募集要項のホームページへの掲載及び配布 | 令和4年7月27日(水) ～8月16日(火) | 終日、 配布：午前9時～午後5時 | <配布場所> 長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課 |
| (2) 応募希望者説明会及び施設見学の申込 | 令和4年7月27日(水) ～8月16日(火) | <申込期限>【必着】 8月16日(火)午後5時 | <申込先> 長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課(郵送、 e-mail、FAXのいずれかで申込可) ※参加申込書(様式1)による。 |
| (3) 応募希望者説明会及び施設見学 | 令和4年8月17日(水) | 午前10時～午前11時 | <説明会場所> 特別養護老人ホーム豊岡荘 ※1法人等3名以内とし、配布した募集要項を持参すること。 なお、 説明会及び施設見学に参加されない場合は、移管先法人の選定対象とならない ので、必ず参加すること。 |
| (4) 募集要項等に関する質問の受付 | 令和4年8月17日(水) ～8月22日(月) | この期間、随時 | <提出先> 長野広域連合事務局福祉課 (e-mail又はFAXでの受付) ※質問書(様式2)による。 |
| (5) 募集要項等に関する質問の回答 | 令和4年8月23日(火) ～8月30日(火) | | ※質問に対する回答は、8月31日(水)にすべての説明会参加法人等に文書(様式3)で通知(郵送又はe-mail)する。ただし、募集要項等に誤り等があり応募申請に影響がある場合は、必要に応じて回答。 |

| 項目・内容 | 期間・期日等 | 時 間 | 備 考 (場所・提出先・問い合わせ先等) |
|---------------------|-------------------------|-----------|---|
| (6) 応募申請書の受付 | 令和4年9月5日(月) ～9月9日(金) | 午前9時～午後5時 | ※応募申請書の受付・提出等 ①応募申請書受付 受付最終日(9月9日) 午後5時到着分まで ②提出 申請書を直接持参すること。 ③提出先 長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課 ④申請書 申請書類(様式5～9)及び添付 書類を提出すること。 ⑤提出部数 17部【正本1部・副本(写し)16部】 申請書正本に代表者印を押印する こと。 |
| (7) 応募申請者のプレゼンテーション | 令和4年10月19日(水) 予定 | | 別途、応募申請者宛に郵送にて通知 する。 |
| (8) 移管先の決定 | 令和4年11月14日(月) 予定 | | 以下の「7 移管先法人の選定等」のと おり。 |

6 応募に関する問い合わせ先

長野市松岡二丁目42番1号 長野広域連合事務局福祉課

電話：(026)213-5210 F A X：(026)213-5221 e-mail：sisetsu@area-nagano.jp

7 移管先法人の選定等

- (1) 豊岡荘等運営移管先選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、選定に当たって書類審査、プレゼンテーション等を実施し、移管先候補者を選定する。
- (2) 長野広域連合理事会は、選定委員会からの選定結果の報告を受けて、移管先法人等を決定する。なお、選定の決定結果を当該法人等に対して郵送により通知する。また、選定結果に関する異議は、一切受け付けない。

8 移管に伴う条件

- (1) 移管条件
 - ア 施設の名称は、「豊岡荘」とする。
 - イ 居宅介護支援事業(利用予定人数105人)を継続する。
 - ウ 通所介護事業所業務(利用定員25人)を継続する。
 - エ 在宅介護支援センターについては、委託先である長野市と協議すること。
 - オ 家族会は、継続設置する。
 - カ 移管前、概ね1年間を引継ぎ期間とする。
 - キ 移管先法人は、長野広域連合(以下「広域連合」という。)と協議の上、移管計画を策定する。
 - ク 移管先法人は、広域連合と協議の上、引継ぎに必要な期間、当該法人から複数の

職員を豊岡荘等へ出向すること。

ケ 引継ぎに伴い発生する負担は、広域連合の責めに帰する場合を除き、すべて移管先法人が負う。

コ 移管先法人は、地域の施設として地域住民との連携を図るとともに、地域に配慮した運営を行う。

サ 施設利用者の家族・移管先法人・地域住民代表・施設所在市町村(長野市)・広域連合で構成する五者懇談会を設置し、運営移管計画等について協議する。

なお、運営の移管後は、移管先法人が五者懇談会を主催することとし、移管後の最低3年間は、移管協定事項及び介護サービス内容の確認と必要な改善指導を行う。

シ 移管先法人は、移管後の介護サービス内容等について、専門機関に依頼し、「長野県 福祉サービス第三者評価」等を実施し、その結果を公表するとともに、五者懇談会にも情報提供を行う。

ス 豊岡荘等において雇用している会計年度任用職員については、移管に際して施設運営を円滑に移管する観点から、本人の意向を踏まえ、引き続き移管先法人で雇用すること。

また、雇用条件として、正規職員で雇用する者以外は、広域連合の会計年度職員の雇用条件を最低条件とすることを原則とする。

セ 広域連合の正規職員のうち、移管先法人への就職希望がある場合には、広域連合から移管先法人に対し、その雇用について配慮すること。

ソ 移管先法人及び広域連合ともに、移管が円滑に進められるように協議すること。

タ 移管先法人は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく広域連合正規職員の派遣について、広域連合との協議により、受け入れること。

なお、正規職員の派遣は、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民生活の向上等の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

チ 移管時に運用財産として、豊岡荘等の年間事業計画費の3カ月以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有することを証明できること。

ツ 食費・居住費及び日常生活費等については、現施設の負担基準を維持し入所者から支払いを受けること。

(2) 移管の対象となる財産の取扱い

ア 施設の土地は、長野市から貸借しており、移管先法人は、長野市との間で、移管の日から20年を期間とする賃貸借契約、又は譲渡契約を締結すること。

イ 施設の建物・備品は、移管先法人に対し、現状のまま、広域連合及び長野市が無償譲渡する。

ただし、賃貸借契約により使用している物品は除く。

ウ 借用、又は取得した土地、建物及び備品等は、移管の日から20年間は、豊岡荘等の運営目的に使用することとし、やむを得ず他の目的に使用しようとする場合は、

事前に計画等の詳細を記載した文書を提出、協議し、広域連合の所定の手続きを経て、承認を得ること。

エ 借用、又は取得した土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用の一切は、移管先法人の負担とする。

オ 建物は、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受ける。

(3) 土地賃借料又は土地譲渡額

ア 土地に係る賃借料は、長野市が毎年算出する固定資産評価額に100分の4を乗じた額とする(令和4年1月1日現在参考額:年額1,115,920円)。

ただし、賃貸借契約に係る経費その他の経費は、移管先法人が別に負担する。

イ 土地に係る譲渡額は、長野市市有財産評価委員会が適正と評価する金額とする。ただし、売買契約に係る経費その他の経費は、移管先法人が別に負担する。

9 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、本件業務に従事する広域連合職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁ずる。

なお、接触の事実が判明した場合には、選定委員会の判断により失格となることがある。

(2) 不正行為

手続において、公平な手続を妨げた者及び不正な利益を得るために通謀した者は、失格となる。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる。

(4) 重複提出の禁止

応募は、一法人につき一提出とし、複数の提出はできない。

(5) 提出書類の内容変更

提出された書類の内容を変更することはできない。(軽易なものを除く)

(6) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出する。

(8) 費用の負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

10 契約

- (1) 広域連合は、移管先に決定した法人等と移管に係る協議を行い、円滑な引継ぎのための基本協定書及び協議内容等の遵守・確保のための移管協定書を締結する。
また、豊岡荘等の建物・備品を移管先法人に譲渡するため、関係市町村の議会において、財産処分の議決を経た後、広域連合及び長野市と財産譲渡契約を締結する。
- (2) 契約（本要項、応募書類その他関係書類を含む。）の内容に違反する行為を認めた場合、広域連合は移管先法人に是正を求めることとし、従わない場合は、移管に関する契約の全部又は一部を解除することがある。その場合、原状回復及び損害の賠償等を求めることがある。
- (3) 移管先法人が自己都合又は行政処分等により事業を中止する場合、広域連合は移管に関する契約の全部又は一部を解除することがある。その場合、原状回復及び損害の賠償等を求めることがある。

11 その他

- (1) 移管に当たって広域連合と締結する各協定契約条項等については、誠実に履行する。
- (2) この要項に掲げた日時、場所等は、事情により変更になる場合がある。
- (3) 移管に直接起因する経費等の負担については、明示の規定がない限り原則として移管先法人の負担とする。
- (4) 関係法令等の趣旨を理解し、厳守すること。また、法令等の解釈に疑義が生じた場合は、広域連合と協議する。
- (5) 法令等が改正された場合は、改正後の規定を適用することとするが、施設の運営に影響を及ぼす事項や選択的適用となる事項については、あらかじめ広域連合と協議する。
- (6) 豊岡荘等に関する以下の資料を提供する。
 - ア 令和4年度豊岡荘等組織図・会議・各委員会組織図
 - イ 施設平面図
 - ウ 職員雇用実態・会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）の処遇等
 - エ 令和元年度決算、令和2年度決算、令和3年度決算見込み
 - オ 令和4年度予算
 - カ 豊岡荘介護度別利用者の状況（過去3年）
 - キ 豊岡荘・戸隠中央デイサービスセンター・戸隠在宅介護支援センター利用者の状況（過去3年）
 - ク 利用者の日常生活の状況（年間行事、日課表等含む。）
 - ケ 備品一覧表、賃貸借物品一覧表